4　火薬類消費許可申請（煙火）

火薬類（煙火）消費許可申請書

申 請 者　火薬類を消費しようとする者。
※申請者は、主催者又は打ち揚げ業者（主催者から委託を受けた者）いずれも差支えないが、責任の所在を明確化する意味において主催者が申請者となるほうが望ましい。（「火薬類取締法令質疑応答：月報第 63 号」参考）

申 請 先　消費地を管轄する消防署（安芸太田出張所含む。）

注意事項　無許可消費数量（規則第 49 条第 4 号）を超えた消費数量であるか確認する。また、火災予防条例第 57 条第 2 号（火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出）の規定により、併せて届出が必要である。

記入例

様式 C-9

火薬類（煙火）消費許可申請書

令和○○年○○月○○日

広島市消防局長　様

（代表者）　ふれあい夏まつり大会実行委員会
氏　名　委員長　○○　○○

名　　称	ふれあい夏祭り花火大会実行委員会
事務所所在地（電話）	広島市○○区○○町○丁目○番○号 電話○○○-○○○-○○○○
職　　業	○○○○○
（代表者）　住　所 氏　名 （年　齢）	広島市○○区○○町○丁目○番○号 委員長　○○　○○ （○○歳）

火薬類の種類及び数量	3号玉（9cm）	4号玉（12cm）	5号玉（15cm）	6号玉（18cm）	7号玉（21cm）	8号玉（24cm）	10号玉（30cm）	仕掛花火	その他
	150個	90個	40個			20個		2台	

目　　的	ふれあい夏祭り花火大会（観賞用）
場　　所	広島市○○区○○町○丁目○番○号
日時（期間）	自　令和○○年○○月○○日　○○時○○分～○○時○○分 至　令和○○年○○月○○日 （雨天の場合の延期期日　令和○○年○○月○○日）
危険予防の方法	火薬類取締法施行規則第５６条の４の各項目を遵守するほか、別紙により危険予防の措置を行う。

注　この用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする

打揚煙火の大きさごとに数量を記入する。

スターマイン（速射連発）や仕掛煙火の裏打ちは、打揚煙火ではなく、仕掛花火の欄へ記入する。

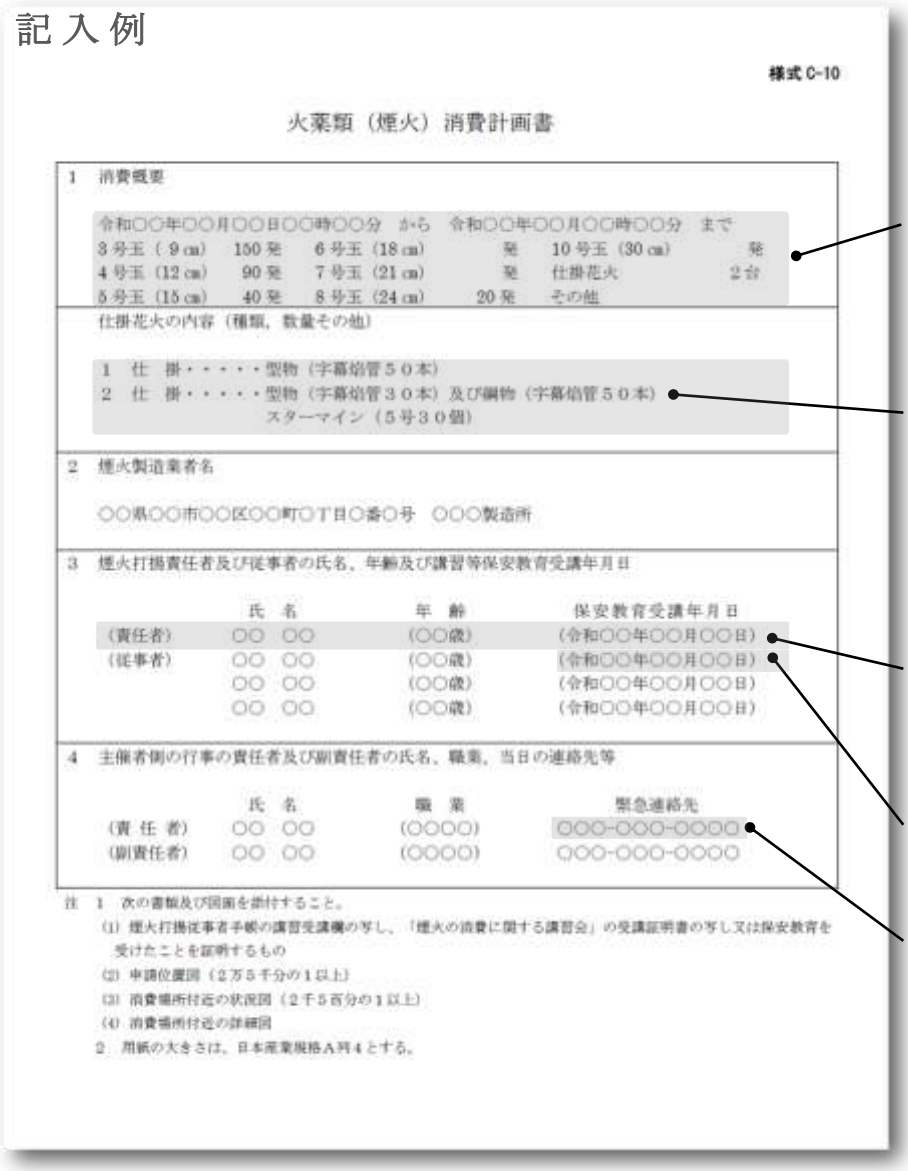
「○○祭花火大会」等と記入する。

消費場所は、字や番地まで正確に記入する。

・消費する年月日と消費時間を記入する。
・当日が雨天等で延期する場合は、延期期日も併せて記入する。設定しない場合は、二重線で抹消する。

4　火薬類消費許可申請（煙火）

火薬類（煙火）消費計画書



記入例

様式 C-10

火薬類（煙火）消費計画書

1　消費概要

令和○○年○○月○○日○○時○○分　から　令和○○年○○月○○時○○分　まで

3号玉（9㎝）	150発	6号玉（18㎝）	発	10号玉（30㎝）	発
4号玉（12㎝）	90発	7号玉（21㎝）	発	仕掛花火	2台
5号玉（15㎝）	40発	8号玉（24㎝）	20発	その他	

仕掛花火の内容（種類，数量その他）

1　仕　掛・・・・・型物（字幕焔管５０本）
2　仕　掛・・・・・型物（字幕焔管３０本）及び編物（字幕焔管５０本）
　　スターマイン（５号３０個）

2　煙火製造業者名

○○県○○市○○区○○町○丁目○番○号　○○○製造所

3　煙火打揚責任者及び従事者の氏名，年齢及び講習等保安教育受講年月日

	氏　名	年　齢	保安教育受講年月日
（責任者）	○○　○○	（○○歳）	（令和○○年○○月○○日）
（従事者）	○○　○○	（○○歳）	（令和○○年○○月○○日）
	○○　○○	（○○歳）	（令和○○年○○月○○日）
	○○　○○	（○○歳）	（令和○○年○○月○○日）

4　主催者側の行事の責任者及び副責任者の氏名，職業，当日の連絡先等

	氏　名	職　業	緊急連絡先
（責任者）	○○　○○	（○○○○）	○○○-○○○-○○○○
（副責任者）	○○　○○	（○○○○）	○○○-○○○-○○○○

注　1　次の書類及び図面を添付すること。
(1) 煙火打揚従事者手帳の講習受講欄の写し，「煙火の消費に関する講習会」の受講証明書の写し又は保安教育を受けたことを証明するもの
(2) 申請位置図（2万5千分の1以上）
(3) 消費場所付近の状況図（2千5百分の1以上）
(4) 消費場所付近の詳細図
2　用紙の大きさは，日本産業規格A列4とする。

消費日時及び煙火の種類ごとに、消費数量を区別して記入する。

煙火の種類及び消費数量を記入する。
※この欄に記入できない時は別紙に記入する。

従事する者全て記入する。また、打揚責任者を１名選任する。

直近の保安教育を受けた受講年月日を記入する。

主催者側の行事の責任者等の連絡先を記入する。

4　火薬類消費許可申請（煙火）

危険予防の方法（煙火）

注意事項

1　警備内容、消火方法、関係機関との協議事項、筒の固定方法、危険区域（立入禁止区域）、観客の侵入防止、道路の通行規制、保安距離及び危険時の対応等について具体的かつ、詳細に記入すること。

2　危険予防の方法は、消費許可の核心をなすもので、変更する場合は、許可の取り直しが必要になる。ただし、軽微なものについてはこの限りでない。

記 入 例

危険予防の方法

1　別紙図面のとおり、消費場所から半径○○○m以内は立入禁止とし、要所にはロープを張ったうえ、見張人を配置し、観客の進入防止を図ります。

2　別紙図面のとおり、見張人○○名を配置します。

3　○○消防団の消防ポンプ車を現場に配置し、火災発生の防止を図るとともに、消費場所には水バケツを用意します。

4　煙火の消費中は、別紙図面のとおり、関係道路A～D、B～C間の一時通行止を行います。

5　地元消防署、警察署等関係機関と十分協議し、安全の確保に努めます。

6　観覧者が立入禁止区域内に侵入した場合等、危険が予想されるときは、消費を一時中止します。

7　筒を立てる場合は、筒を立てる位置の地面又は床面（船上等）の状態に注意し、平らな面であることを確認して筒を立てます。

8　筒は上下２カ所をしばって固定するか筒立器を利用して安定させます。

9　直接点火の場合、点火者の災害防止のため打揚筒と点火者の間に防護財（畳床，個人用防護フェンス等）を使用します。

10　打揚煙火と仕掛煙火との間が２０ｍとれない所は仕掛煙火をシートで覆います。

11　上記１～１０以外に実態に即応した危険予防の方法について、具体的且つ詳細に記載します。また、点火方法が電気点火の場合はその旨記載します。

記入例の項目にとらわれることなく、この他にも予防措置があれば記入する。

「消費場所の見取図（煙火）（31P）」及び「消費場所の詳細図（煙火）（32P）」と齟齬がないよう記入する。

4　火薬類消費許可申請（煙火）

煙火の消費に関する保安教育申立書

注意事項

1　申立書のほか、煙火消費保安手帳（旧：煙火打揚従事者手帳）の講習受講欄の写し、「煙火の消費に関する講習」の受講証明書の写し又は保安教育をうけたことを証明する書類でもよい。

2　従事者ごとに作成すること。

記入例

様式 C-12

煙火の消費に関する保安教育申立書

（申立人）　○○　○○

煙火の消費に関する保安教育を受けた者の氏名	○○　○○
煙火の消費に関する保安教育を行った日時	令和○○年○○月○○日　（○○時～○○時）
煙火の消費に関する保安教育を行った場所	○○県○○市○○区○○町○丁目○番○号 ○○○製造所　事務所内
煙火の消費に関する保安教育を行った者の氏名	××　××
煙火の消費に関する保安教育に使用した資料等	「煙火の消費に関する講習会テキスト」（平成○○年○○月○○日） 「煙火の正しい打ち揚げについて」 ビデオ「○○○○○○○○」
煙火の消費に関する保安教育内容 上記資料に基づく保安教育のほか、打揚筒を使用した実技教育を実施。	

４　火薬類消費許可申請（煙火）

承　諾　書

注意事項

保安距離内にいる、すべての者の承諾書が必要である。

記入例

様式 C-13

承　　諾　　書

令和○○年○○月○○日

ふれあい夏まつり花火大会実行委員会
委員長　　○○　○○　　様

（住所）広島市○○区○○町○丁目○番○号
（氏名）　○○　○○

貴殿が下記により煙火の打上げを行うことについて承諾するとともに、打上実施時間中、自宅は無人とします。

記

1　日時
平成○○年○○月○○日（雨天の場合　平成○○年○○月○○日）

2　打上場所
広島市○○区○○町○丁目○番○号

3　その他
火薬類（煙火）消費許可申請書及び計画書のとおり

注　用紙の大きさは、日本産業規格A列４とする。

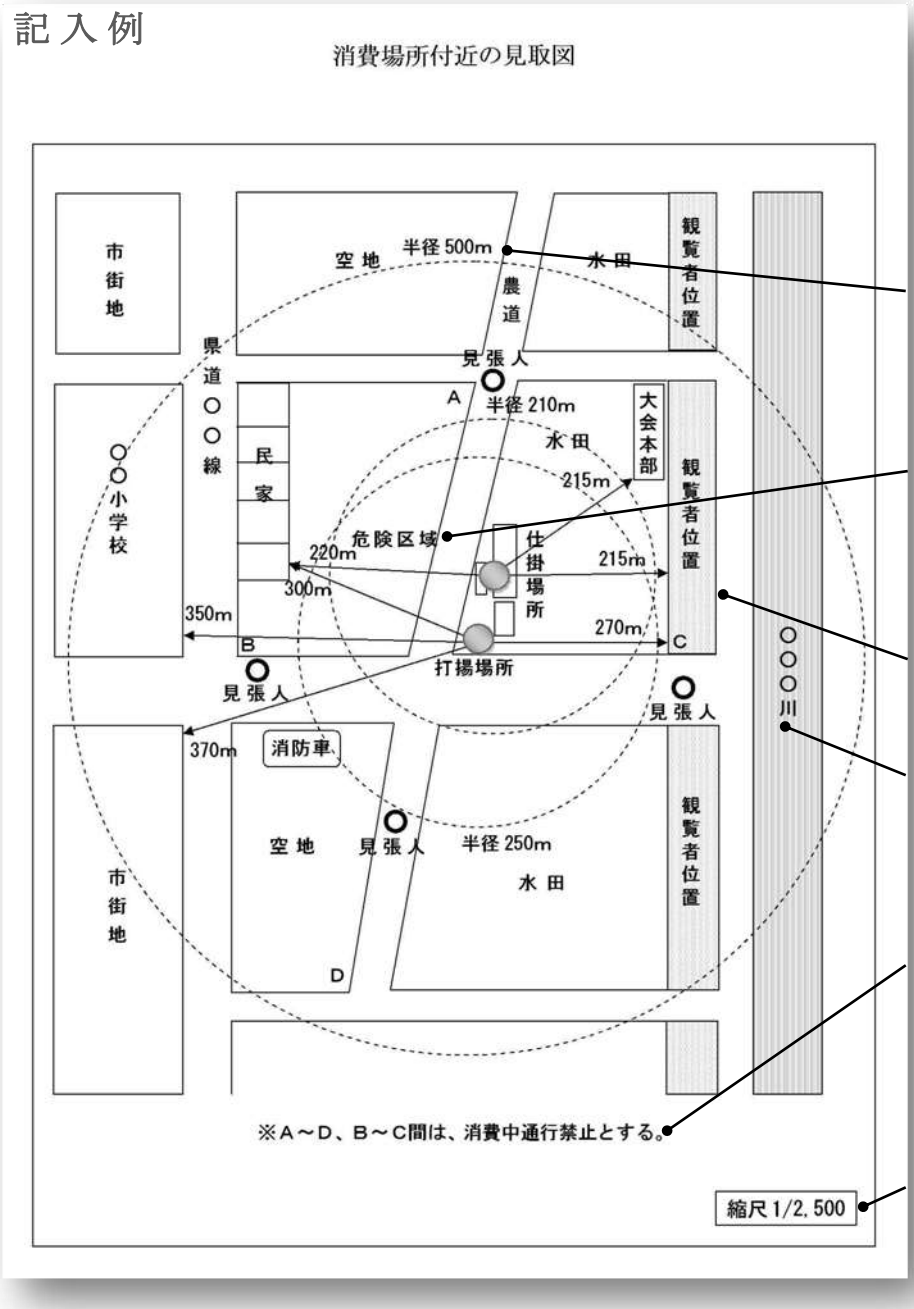
消費場所の見取図（煙火）

注意事項

打揚煙火の打揚場所及び仕掛煙火の設置場所から保安物件までの距離は、火薬類取締法事務処理要領（資料４　煙火消費における保安距離の基準）に定める距離とする。

例）下図は、打揚煙火（スターマイン等含む。）の全消費数量が 300 個を超え、24cm（8 号）玉を消費する場合の例である。（8 号玉の 1 級の保安距離は 250m）

記入例



保安物件（家屋、学校、社寺等）、観覧者、見張人、消防車両及び大会本部の位置を図示する。また消費場所（打揚場所等）からそれぞれの相互距離を記入する。

消費場所（打揚場所等）を中心に半径 500m 以内の状況を正確かつ詳細に図示する。

消費場所（打揚場所等）を中心に危険区域を図示する。

通路等を明確に図示する。

山、海、畑、川及び空地等の地形も明確に図示する。

煙火の消費中に道路の通行禁止を行う場合は、通行禁止区域を図示する。

縮尺は 2,500 分の 1 程度とする。

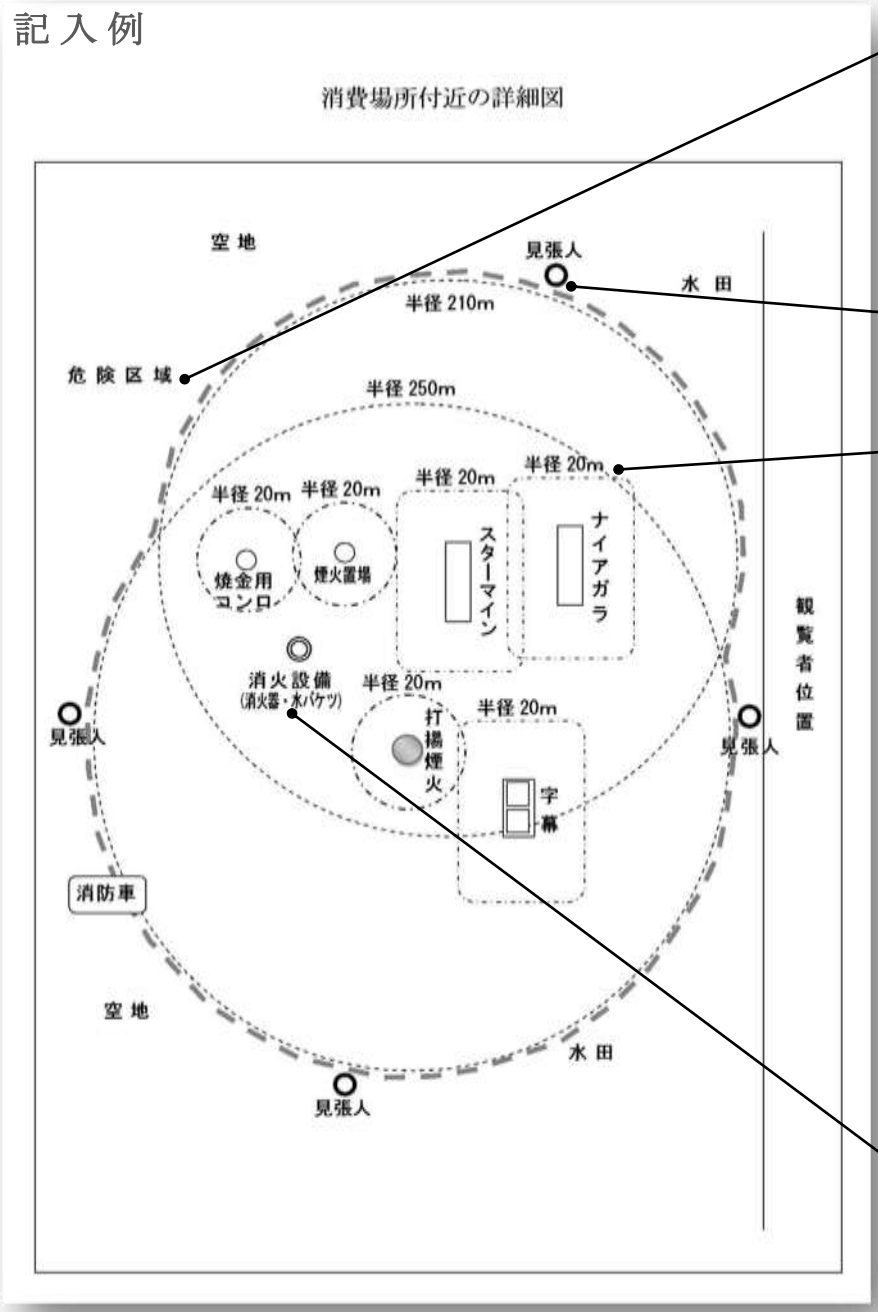
消費場所付近の詳細図（煙火）

注意事項

打揚煙火の打揚場所及び仕掛煙火の設置場所から保安物件までの距離は、火薬類取締法事務処理要領（資料４　煙火消費における保安距離の基準）に定める距離とする。

例）下図は、打揚煙火（スターマイン等含む。）の全消費数量が 300 個を超え、24cm（8 号）玉を消費する場合の例である。（8 号玉の 1 級の保安距離は 250m）

記入例



消費場所（打揚場所等）を中心に危険区域を図示する。

見張人、消防車両及び消火設備の位置を図示する。

消費場所（打揚場所等）、煙火置場、火気を取扱う場所及び点火器位置（遠隔操作の場合）を図示する。また、それぞれの相互距離を記入する。

※煙火置場の位置は、打揚筒、仕掛煙火の設置場所及び火気（焼金用コンロ等）を取扱う場所に対し、20m 以上の距離を確保すること。

※打揚煙火の打揚場所と仕掛煙火の設置場所は、20m 以上の距離を確保すること。

消火設備は、水バケツのほか、必要に応じて消火器を用意し、設置場所を図示する。